

# 平成27年度 横浜市立駒林小学校 公費 学校配当予算 決算書

## 《総額裁量制予算\*いきいき学校づくり予算》

単位(円) 税込金額

予算費目	平成27年度 予算額	流用後 予算	平成27年度 決算額	差額	主な使途
報償費	252,000	121,400	121,400	0	宿泊体験学習引率などの各種ボランティア用の謝礼、地域対応協力金
消耗品費	6,254,800	7,289,788	7,289,788	0	印刷用紙、各種教材、給食調理用品、教師用指導書などの購入単価3万円未満の物品購入
食糧費	50,000	25,761	25,761	0	卒業式来賓接遇用赤飯、来賓接遇用茶葉
印刷製本費	111,000	70,956	70,956	0	校名入り封筒印刷
修繕料(物品)	478,248	521,845	521,845	0	ラジカセ、丁合機、糸鋸などの教材や給食調理機器などの備品修繕
通信運搬費	115,000	148,296	148,296	0	市音楽会、市体育大会等に参加する児童の交通費、学校用携帯電話契約
手数料	71,664	197,010	197,010	0	児童図書装備、ピアノ調律、給食機器刃研ぎ、カーテンクリーニング等
委託料	85,000	234,792	234,792	0	大型ごみ処理、廃試薬処理、図書管理システム保守委託
使用料及び賃借料	276,665	53,345	53,345	0	児童のけが対応タクシー移送料、図書管理データ使用料
学用器具費	1,780,000	884,304	884,304	0	ハーモニーディレクター、給食室用移動台、記録温度計、ハンドリフター インクジェットプリンター、職員用いす、配膳台、カラーコピー機
図書費	456,000	455,662	455,662	0	児童用図書
負担金等	20,600	1,000	1,000	0	学警連会費
修繕料(施設)	722,950	734,268	734,268	0	正門電磁錠移設、音楽室放送設備改修、調理員控室アコーディオンカーテン設置等
修繕料(校地)	64,500	0	0	0	校庭備え付け備品・設備の修繕費用
合計	10,738,427	10,738,427	10,738,427	0	

※予算額には修繕料(物品)の追加配当239,248円、使用料及び賃借料の追加配当4,665円、手数料の追加配当11,664円(合計255,577円)を含む

\* 年度末に、各予算費目の過不足分を予算流用制度により調整して、効率的・効果的な執行を行いました。

## 《その他の予算》・・・特定事業に対する特別予算

予算費目	平成27年度 予算額	平成27年度 決算額	差額	主な使途
横浜学援隊事業	50,000	49,697	303	フラットファイル等文房具、電柱幕(残額の303円は市教委へ返納)
特別配当(施設修繕)	3,802,356	3,802,356	0	正門電磁錠配線改修、給食室壁塗装、6年教室前廊下上の窓フィルム撤去及び塗料塗装 ガス配管切り廻し、音楽室エアコン修理、体育館吊りバトン取付、舞台幕改修、5-3鍵取付 職員室プログラムタイム更新
特別配当(物品購入)	462,240	462,240	0	バドミントンネット等、体育館暗幕
特別配当(児童数増)	108,216	108,216	0	児童増に対応するための机・いす購入
害虫等駆除	54,000	54,000	0	ハクビシン駆除にかかる費用
給食用プロパンガス	1,390,000	770,796	619,204	給食調理用プロパンガス(残額の619,204円は市教委へ返納)
学校給食物資購入費	1,128,000	824,410	303,590	独自献立材料費等(残額の303,590円は基準献立予算分へ繰入)
燃料費	129,275	71,547	57,728	特別教室等、エアコン未設置の教室の暖房用白灯油(残額の57,728円は市教委へ返納)

## 《光熱水費使用料》

光熱水費	平成27年度 使用限度額	平成27年度 使用料金	残額	平成27年度 使用量	平成26年度 使用量(参考)
電気使用料	3,317,000	3,430,543	-113,543	149,323Kwh	147,019Kwh
都市ガス使用料	624,000	441,024	182,976	4,399m <sup>3</sup>	5,127m <sup>3</sup>
水道使用料	5,034,000	5,226,109	-192,109	7,378m <sup>3</sup>	7,800m <sup>3</sup>
水道使用料(プール)	1,544,000	2,237,042	-693,042	3,064m <sup>3</sup>	2,788m <sup>3</sup>

\* 学校では、毎月の金額・使用料について、横浜市教育委員会へ報告し、横浜市が料金を支払います。